(3)　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級の規格に基づく４車線の橋梁を目黒通りと多摩堤通りが接続する多摩川渡河部に新設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業のうち、目黒通り及び多摩堤通りの橋梁部分は、昭和21年３月26日付け戦復告第３号で「東京都市計画道路放射第３号線」として、また、川崎市道宮内新横浜線は、昭和28年９月30日付け建告第1325号で「川崎都市計画道路３・３・10号宮内新横浜線（２・１・７号木月宮内線）」として都市計画決定され、その後変更された都市計画と、公共用地上の多摩川渡河部を除き基本的内容について整合しているものである。

本件区間における多摩堤通りの事業計画は、まず目黒通りとの交差形式において、立体交差と平面交差の併設（フルアクセス）とする第１案、立体交差と平面交差の併設（ハーフアクセス）とする第２案、平面交差の第３案による検討が行われている。第３案が生活環境への影響が最も小さく、経済性でも最も優れることから、社会的及び経済的諸条件において最良と判断され、最も合理的であると認められる。

次に、多摩堤通りのルートの平面線形について、上下線を一体で切り回したルートの第１案と、上り線のみ堤内地側に切り回した申請案による検討が行われている。申請案は走行性に優れ、用地買収や家屋補償も第１案と比べて小さく、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

○中部地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百三十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

御殿場市東山字目戸橋三三八番八から同市東山字目戸橋三三八番九まで　前　三三・九八～三五・〇九（メートル）　〇・〇五三（キロメートル）

後　三三・六二～三四・二四　〇・〇五三

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間周辺では渋滞を避けた迂回交通が課題となっている状況にあり、一刻でも早く新たな橋梁を新設し、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　世田谷区役所

○中部地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一　号　豊川市新栄町二丁目五六番から同市新栄町二丁目五五番一まで　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十八日十五時

○中部地方整備局告示第二十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十二号　熊野市飛鳥町大又字下久保一一三〇番一地内　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日

○中部地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十五号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

瀬戸市山口町五四番一から同市山口町七四番一まで　前　一三・五〇～一五・三〇（メートル）　〇・〇〇六（キロメートル）

後　一四・九〇～一五・三〇　〇・〇〇六

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十七日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

百五十五号　瀬戸市山口町五二番一から同市山口町七四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月二十七日